**資本関係又は人的関係に関する提出書類について**

米沢市では令和６年４月１日より、適正な入札が阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととしますので、米沢市指名競争入札参加者登録者は「資本関係又は人的関係に関する申告書（別紙様式１）」を提出してください。

申告漏れや記載漏れは虚偽の申請とみなしますのでご注意ください。

　なお、該当する者がない場合は各項目に『該当なし』と記載のうえ提出してください。

　資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととなりますが、

該当者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とならないものとします。

**（ア）資本関係の定義**

以下のいずれかに該当する二者の場合

①　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等

をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をい

う。②において同じ。）の関係にある場合

②　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

※会社法における「経営を支配」とは

Ⅰ　議決権の50％超を自己（子会社等を含む。以下同じ。）の計算で所有

（更生会社、民事再生中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下同じ。）

Ⅱ　議決権の40％以上を自己の計算で所有して、次のイ～ホいずれかに該当

　イ　自己所有等議決権の割合が50％超

（自己所有等議決権の割合とは、自己の計算による所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、同一に内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己（自然人に限る。）の配偶者又は二親等内の親族の所有分の合計をいう。）

　ロ　取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人

　　　（自己の役員・業務執行社員・使用人であった者を含む。自然人の場合は、自己と配偶者又は二親等内の親族を含む。

　ハ　重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在

　二　負債総額に占める自己が行う融資（債務保証等を含む。）の割合が50％超

　　　（自己出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者が行う融資額を含む。）

　ホ　その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在

Ⅲ　自己所有等議決権割合が50％超（自己の計算分がゼロの場合を含む。）

会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の2

**（イ）人的関係の定義**

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施

行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以

下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再

生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２

条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

①　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のう

ち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場

合

１）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委

員である取締役

ロ　会社法第２条12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

二　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を

執行しないこととされている取締役

２）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

３）会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社

をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合

により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

４）組合の理事

５）その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者

②　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法

第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に

兼ねている場合

③　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

※　申請者における役職及び兼任者における役職の両方が上記に該当する場合のみ、　申告の対象となります。

**資本関係又は人的関係に変更があった場合（全て解消された場合を含む）**

**又は新たに生じた場合は、速やかに資本関係又は人的関係に関する申告書**

**（別紙様式１）を提出してください。**

『資本関係又は人的関係に関する申告書』記入上の注意事項

Ⅰ　（ア）資本関係の定義に規定する「親会社」又は「子会社」の関係にある者とは、次のような場合をいいます。

（１）一方のＡ社※１、※２が他方のＢ社の議決権総数の過半数を所有している関係

　　（Ａ社とＢ社は、同一の入札に参加できません。）

Ａ社がＢ社の議決権の過半数を所有

Ａ社（親会社）

　　　　　　　　　　　　　　　Ｂ社は、Ａ社の子会社の関係にある者に該当します

　　　　　　　　　　　　　　　（Ａ社は、１の②の欄にＢ社に関する事項を記入）

Ｂ社（子会社）

　　　　　　　　　　　　　　　Ａ社は、Ｂ社の親会社の関係にある者に該当します

　　　　　　　　　　　　　　　（Ｂ社は、１の①の欄にＡ社に関する事項を記入）

※１：Ａ社が個人事業者である場合は、その個人事業主を含みます。

※２：Ａ社の役員がＢ社の議決権総数の過半数（複数の役員で所有している場合には、その合計が過半数となるときを含みます。）を所有している場合を含みます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出者 | 親会社 | 子会社 |
| Ａ社 | － | Ｂ社 |
| Ｂ社 | Ａ社 | － |

（２）一方の会社Ａが（１）の子会社の関係にある会社Ｂが所有する議決権の総数と合わせて、他方の会社Ｃの議決権の総数の過半数を所有している関係

　　（Ａ社、Ｂ社及びＣ社は、同一の入札に参加できません。）

・Ａ社は、Ｂ社の議決権の過半数を所有

・Ａ社は、Ｂ社と合わせてＣ社の議決権の過半数を所有

Ａ社（親会社）

　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｂ社及びＣ社は、Ａ社の子会社の関係にある者に該当します

　　　　　　　　　　　　　　　　　（Ａ社は、１の②の欄にＢ社及びＣ社に関する事項を記入）

Ｂ社（子会社）

　　　　　　　　　　　　　　　　　Ａ社は、Ｂ社の親会社の関係にある者に該当します

　　　　　　　　　　　　　　　　　（Ｂ社は、１の①の欄にＡ社に関する事項を記入）

Ｃ社（子会社）

　　　　　　　　　　　　　　　　　Ａ社は、Ｃ社の親会社の関係にある者に該当します

　　　　　　　　　　　　　　　　　（Ｃ社は、１の①の欄にＡ社に関する事項を記入）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出者 | 親会社 | 子会社 |
| Ａ社 | － | Ｂ社、Ｃ社 |
| Ｂ社 | Ａ社 | － |
| Ｃ社 | Ａ社 | － |

Ⅱ　（ア）資本関係の定義に規定する「親会社を同じくする子会社同士の関係」とは、次のような場合をいいます。

　　Ｂ社の議決権総数の過半数を所有している会社とＣ社の議決権総数の過半数を所有している会社がいずれもＡ社である場合におけるＢ社とＣ社の関係

　（Ａ社、Ｂ社及びＣ社は、同一の入札に参加できません。）

・Ａ社は、Ｂ社の議決権の過半数を所有

・Ａ社は、Ｃ社の議決権の過半数を所有

　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｂ社及びＣ社は、Ａ社の子会社の関係にある者に該当します

Ａ社（親会社）

　　　　　　　　　　　　　　　　　（Ａ社は、１の②の欄にＢ社及びＣ社に関する事項を記入）

Ｃ社（子会社）

Ｂ社（子会社）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｂ社とＣ社は、親会社を同じくする子会社同士の関係にあ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　る者に該当します

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（Ｂ社及びＣ社は、２の欄に、それぞれＣ社又はＢ社に関

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　する事項を記入）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出者 | 親会社 | 子会社 |
| Ａ社 | － | Ｂ社、Ｃ社 |
| Ｂ社 | Ａ社 | － |
| Ｃ社 | Ａ社 | － |

Ⅲ　（イ）人的関係の定義に規定する「人的関係」のある者とは、次のような場合をいいます。

　　　　　　　　　　　　　　役員等兼任

Ａ社（X氏）

Ｂ社（X氏）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 届出者 | 役員 | 兼任先 |
| Ａ社 | Ｘ氏 | Ｂ社 |
| Ｂ社 | Ｘ氏 | Ａ社 |